3　申請の方法
⑴　申請書の入手方法　「競争参加資格審査申請書（建設コンサルタント業務等）」（以下「申請書」という。）は、令和元年６月12日から関東地方整備局総務部契約課（埼玉県さいたま市中央区新都心２－１さいたま新都心合同庁舎２号館17階）において設計共同体としての資格を得ようとする者に交付する。
⑵　申請書の提出方法　申請者は、申請書に国立ハンセン病資料館収蔵庫外⑲設計業務設計共同体協定書（４⑷の条件を満たすものに限る。）の写しを添付し、持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。提出場所は⑴に示す申請書の交付場所に同じ。
⑶　申請書等の作成に用いる言語　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。
4　設計共同体としての資格及びその審査
次に掲げる条件を満たさない設計共同体については、設計共同体としての資格がないと認定する。それ以外の設計共同体については、「競争参加者の資格に関する公示」（平成30年10月１日付け国土交通省大臣官房地方課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長。以下「平成30年10月１日付け公示」という。）６（測量・建設コンサルタント等業務）の⑴から⑷までに掲げる項目について総合点数を付与して設計共同体としての資格があると認定する。
⑴　組合せ　構成員の組合せは、次の条件に該当する者の組合せとするものとする。
①　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
②　関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）における平成31・32年度建築関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。
③　関東地方整備局長から地方支分部局所掌の建設コンサルタント業務等に関し指名停止等を受けていないこと。
④　平成30年10月１日付け公示５（測量・建設コンサルタント等業務）の①から⑤までに該当しない者であること。
⑵　業務形態
①　構成員の分担業務が、業務の内容により、国立ハンセン病資料館収蔵庫外⑲設計業務設計共同体協定書において明らかであること。
②　一の分担業務を複数の企業が共同して実施することがないことが、国立ハンセン病資料館収蔵庫外⑲設計業務設計共同体協定書において明らかであること。
③　１⑵の業務内容に掲げる各分担業務をそれぞれ優れた技術を有する構成員に分担し、国立ハンセン病資料館収蔵庫外⑲設計業務設計共同体協定書第８条第１項に明示すること。
⑶　代表者要件　構成員において決定された代表者が、国立ハンセン病資料館収蔵庫外⑲設計業務設計共同体協定書において明らかであること。
⑷　設計共同体の協定書　設計共同体の協定書が、「建設コンサルタント業務等における共同設計方式の取扱いについて」（平成10年12月10日付け建設省厚契発第54号、建設省技調発第236号、建設省営建発第65号）の別紙１に示された「○○設計共同体協定書」によるものであること。
5　一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む設計共同体の取扱い
４⑴②の認定を受けていない者を構成員に含む設計共同体も２及び３により申請をすることができる。この場合において、設計共同体としての資格が認定されるためには、４⑴②の認定を受けていない構成員が４⑴②の認定を受けることが必要である。また、この場合において、４⑴②の認定を受けていない構成員が、当該業務に係る技術提案書の提出の時までに４⑴②の認定を受けていないときは、設計共同体としての資格がないと認定する。
6　資格審査結果の通知
「競争参加資格認定通知書」により通知する。
7　資格の有効期間
６の設計共同体としての資格の有効期間は、設計共同体としての資格の認定の日から当該業務が完了する日までとする。ただし、当該業務に係る契約の相手方以外の者にあっては、当該業務に係る契約が締結される日までとする。
8　その他
⑴　設計共同体の名称は、「国立ハンセン病資料館収蔵庫外⑲設計業務△△・××設計共同体」とする。
⑵　当該業務に係る特定手続に参加するためには、技術提案書の提出の時において、設計共同体としての資格の認定を受け、かつ、当該業務の「公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））」（令和元年６月12日付け支出負担行為担当官　関東地方整備局長）に示すところにより技術提案書の提出者として選定されていなければならない。

競争参加者の資格に関する公示

吉備高原医療リハビリテーションセンター設備改修その他（Ⅱ期）工事に係る異工種建設工事共同企業体（以下「異工種ＪＶ」という。）としての競争参加者の資格（以下「異工種ＪＶとしての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。
令和元年６月12日
契約担当役
独立行政法人労働者健康安全機構
吉備高原医療リハビリテーションセンター
院長　徳弘　昭博
◎調達機関番号　621　◎所在地番号　33
○営第８号
1　工事概要
⑴　工事名　吉備高原医療リハビリテーションセンター設備改修その他（Ⅱ期）工事
⑵　工事場所　岡山県加賀郡吉備中央町吉川7511
⑶　工事内容　本工事は次に掲げる施設の改修を行うものである。
１）改修建物
既存病院棟
敷地面積　33,986.5㎡
構造　鉄筋コンクリート造
地上３階、地下１階建て
建築面積　10,443.26㎡
延べ面積　15,974.53㎡
建物用途　病院
工事種目　改修一式
２）外構
既存外構
工事種目　改修一式
⑷　工期　令和２年12月28日まで。
2　申請の時期　令和元年６月12日から令和元年７月３日までの午前10時から午後５時まで（土曜日、日曜日及び祝日等（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条に規定する行政機関の休日）を除く。）
3　申請の方法
⑴　競争参加資格審査申請書（特定建設工事）（以下「申請書」という。）の入手方法　当該様式は、当該工事の「入札公告（建設工事）」（（令和元年６月12日付け独立行政法人労働者健康安全機構吉備高原医療リハビリテーションセンター契約担当役院長）に示すところにより交付する入札説明書の別記様式である。
⑵　申請書の提出方法　申請者は、申請書に次に掲げる書類を添付し、持参により提出すること。ただし、郵送（書留郵便又は宅配便）の場合は必着とする。提出場所は、〒716―1241　岡山県加賀郡吉備中央町吉川7511　独立行政法人労働者健康安全機構吉備高原医療リハビリテーションセンター会計課契約係　電話0866―56―7141
①　特定建設工事共同企業体協定書（乙）（４⑴から⑸の条件を満たすものに限る。）の写し。
②　４⑹及び⑻の要件を満たすことを判断できる工事の施工実績を記載した書類（申請書とともに交付する様式により作成したものに限る。）。
③　全ての構成員について、厚生労働省の建設工事に係る平成31・32年度一般競争参加資格の認定の際に提出した経営事項審査結果通知書の写し。
⑶　申請書等の作成に用いる言語　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。
4　異工種ＪＶとしての資格及びその審査
⑴　異工種ＪＶの構成は、次の条件を満たすこと。
①　工事種別が電気工事又は管工事とする異なる工事（以下「工種」という。）を担当する構成員からなる異工種ＪＶであること。
②　各工種間は協定書に基づく分担であること。なお、複数の構成員で工事を分担することは差し支えない。
③　構成員の数は各工種ごとに２以内であること。